

改正

平成29年 6 月21日29世高福第203号

平成30年 3 月30日29世高福第1032号

平成31年 3 月29日30世高福第1159号

令和 2 年 3 月31日31世高福第1257号

令和 3 年 3 月11日 2 世高福第1503号

令和 3 年 9 月 1 日 3 世高福第649号

令和 4 年 3 月18日 3 世高福第1395号

令和 5 年 3 月 6 日 4 世高福第1180号

令和 6 年 3 月12日 5 世高福第1159号

令和 7 年 3 月 7 日 6 世高福第1133号

世田谷区介護福祉士資格取得費用助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第 2 条第 2 項に規定する介護福祉士をいう。以下同じ。）の資格の取得に要する費用を助成することで、区内の介護に係る人材の質の向上を図ることを目的とする世田谷区介護福祉士資格取得費用助成金（以下「助成金」という。）について世田谷区補助金交付規則（昭和57年 5 月世田谷区規則第 38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付を受けることができる者)

第 2 条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条に規定する介護福祉士試験（以下「国家試験」という。）に合格し、当該合格の発表から 3 箇月以内に同法第42条第 1 項に規定する登録を受け、同条第 2 項において準用する第30条の規定による介護福祉士登録証の交付を受けた者であること。
- (2) 前号の登録後おおむね 6 箇月以内に、別表に掲げるサービスを行う区内事業所及び施設（以下「区内事業所等」という。）に訪問介護員（介護保険法（平成 9 年法律第123号）法第 8 条第 2 項の政令で定める者をいう。以下同じ。）又はこれに準ずる者としての就労（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣による就労を除く。）を開始し、その後 6 箇月以上当該就労を継続

していること。

(3) 前号に規定する者のうち登録ヘルパー（短時間労働者であって、月、週又は日の所定労働時間が、一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定される者をいう。）にあっては、従事時間が180時間を超えていること。

(4) 区、国、他の地方公共団体、公益団体等から同種の補助金等（勤務先から受ける受講料の一部の補助を除く。）を受けていないこと。

2 前項第2号の就労は、同一の区内事業所等において継続することを要せず、期間を連続して複数の区内事業所等においてなされるものであっても差し支えないものとする。

（助成金の交付額）

第3条 助成金の交付額は、次条第1項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）の3年前の日から申請日までの間に支出した介護福祉士受験対策講座の受講料（テキスト代、模試の費用等を含む。以下同じ。）、介護福祉士受験手数料、介護福祉士登録手数料及び介護技術講習（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第22条第4項に規定する介護技術講習をいう。以下同じ。）の受講料（次項においてこれらを「助成対象経費」という。）の合計額（当該額が68,000円（介護技術講習を受講する場合にあっては、128,000円。この項において同じ。）を超える場合にあっては、68,000円）の9割に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 助成対象経費の額は、助成金の交付を受けようとする者が、その勤務先から介護福祉士の資格の取得に要する費用の一部の補助を受けている場合にあっては、当該補助に係る額を控除した額とするものとする。

3 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（助成金の交付申請）

第4条 区長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、書面により申請をするときは次に掲げる書類を添付した世田谷区介護福祉士資格取得費用助成金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）、オンラインによる電子の申請をするときは次に掲げる書類を添付した世田谷区介護福祉士資格取得費用助成金交付申請書兼請求書（電子）（第1号の2様式。以下「電子申請書兼請求書」という。）を提出させなければならない。

(1) 介護福祉士登録証の写し。ただし、社会福祉士及び介護福祉士法第43条第1項に規定する指定登録機関が交付したものに限る。

(2) 第2条第1項第2号に掲げる者に該当することを証明する書類。ただし、申請者が同号に掲げる要件を満たしていることを当該申請者の勤務先たる区内事業所等が申請書兼請求書において証明する場合にあっては、添付を要しない。

(3) 助成対象経費の支払いに係る領収書等の写し（宛名が申請者であるものに限る。）

(4) 介護技術講習を受講した者にあっては、当該介護技術講習に係る修了証明書の写し。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの。

2 申請書兼請求書又は電子申請書兼請求書（以下これらを「申請書」という。）は、第2条第1項各号に掲げる全ての要件を満たした日の属する月の翌月の初日から起算して3箇月以内に提出させるものとする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第5条 区長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付をすることに決定したときはその決定の内容及びこれに付けた条件を、助成金の交付をしないことに決定したときはその旨を世田谷区介護福祉士資格取得費用助成金助成可否決定通知書（第2号様式）により、速やかに当該申請書を提出した申請者に通知しなければならない。

（助成金の支払い）

第6条 区長は、前条の規定による助成金の交付を決定したときは、速やかに当該決定に係る助成金を支払うものとする。

2 助成金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、助成金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、助成対象者に世田谷区介護福祉士資格取得費用助成金交付決定取消通知書（第3号様式。以下「取消通知書」という。）によりその旨を速やかに通知しなければならない。

（助成金の返還）

第8条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、既に助成金が交付されているときは、助成対象者に取消通知書により期限を定めて当該助成金の返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第9条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成対象者にその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、助成対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
(違約加算金の計算)

第10条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、助成対象者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第11条 第9条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(助成金の一時停止)

第12条 区長は、この要綱以外の要綱等に基づき交付された補助金の返還を命じられた者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成28年度以後に行われる国家試験に合格した者について適用する。

附 則（平成29年6月21日29世高福第203号）

この要綱は、平成29年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日29世高福第1032号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月29日30世高福第1159号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 31 世高福第 1257 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 11 日 2 世高福第 1503 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 1 日 3 世高福第 649 号）

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に研修を修了した者について適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 18 日 3 世高福第 1395 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 6 日 4 世高福第 1180 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 12 日 5 世高福第 1159 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 7 日 6 世高福第 1133 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

●介護保険法

1	指定居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護
2	指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護

		認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
3	介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院
4	指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護
5	指定地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
6	介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業の従前相当サービス （従来の介護予防訪問介護に相当） 第一号通所事業の従前相当サービス （従来の介護予防通所介護に相当）

●老人福祉法

7	老人福祉施設	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設
---	--------	---

●障害者総合支援法

8	障害福祉サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
---	----------	------------------------

		行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助
--	--	--

●児童福祉法

9	障害児通所支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
10	児童福祉施設	障害児入所施設

●その他

11	その他施設	高齢者一時生活援助施設
----	-------	-------------